

令和5年第2回高浜市議会臨時会会議録

令和5年第2回高浜市議会臨時会は、令和5年5月22日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | | |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第1 | | 仮議席の指定について |
| 日程第2 | | 議長選挙について |
| 日程第3 | | 議席の指定について |
| 日程第4 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第5 | | 会期の決定 |
| 日程第6 | | 副議長選挙について |
| 日程第7 | 同意第2号 | 監査委員の選任について |
| 日程第8 | 同意第3号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第9 | 同意第4号 | 固定資産評価員の選任について |
| 日程第10 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第37号 | 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第1回） |
| 日程第12 | | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第13 | | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第14 | | 議会改革特別委員会の設置について |
| 日程第15 | | 衣浦衛生組合議会議員の選挙について |
| 日程第16 | | 衣浦東部広域連合議会議員の選挙について |
| 日程第17 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件について |

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 橋本友樹 | 2番 | 荒川義孝 |
| 3番 | 神谷直子 | 4番 | 杉浦康憲 |
| 5番 | 野々山啓 | 6番 | 今原ゆかり |
| 7番 | 福岡里香 | 8番 | 岡田公作 |
| 9番 | 長谷川広昌 | 10番 | 北川広人 |
| 11番 | 鈴木勝彦 | 12番 | 柴口征寛 |
| 13番 | 倉田利奈 | 14番 | 黒川美克 |

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	木 村 忠 好
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦
秘書人事グループリーダー	野 口 恒 夫
ICT推進グループリーダー	平 川 亮 二
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー	久 世 直 子
財務グループリーダー	清 水 健
市 民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー	芝 田 啓 二
経済環境グループリーダー	島 口 靖
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	東 條 光 穂
介護障がいグループリーダー	都 築 真 哉
こども未来部長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
監査委員事務局長	加 藤 直

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	森 本 将 史

議事の経過

○議会事務局長（竹内正夫） 皆さん、おはようございます。

本日の臨時会は、一般選挙後最初の会議であります。よって、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、黒川美克議員に臨時議長をお願いいたします。

○臨時議長（黒川美克） ただいま御紹介いただきました黒川美克です。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

午前10時1分開会

○臨時議長（黒川美克） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第2回高浜市臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さんおはようございます。

本臨時会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第2回高浜市議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位には、大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして誠にありがとうございます。

皆様方には、先般の高浜市議会議員一般選挙におきましてめでたく御当選の栄に浴され、心よりお喜びを申し上げます。今後は市民の負託に応えられ、鋭意御活躍されますことを御期待申し上げます。市政運営におきましても、何とぞ温かい御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、正副議長の選挙をはじめとする議会の意思決定に関わります案件のほか、私どものほうから、同意3件、承認1件、議案1件を提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、私、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御同意、御承認、あるいは御可決を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時3分開議

○臨時議長（黒川美克） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒川美克） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○臨時議長（黒川美克） 日程第1 仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○臨時議長（黒川美克） 日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票によることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒川美克） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

これより議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（黒川美克） ただいまの出席議員数は14名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（黒川美克） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒川美克） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

○臨時議長（黒川美克） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、もし投票数が同数の場合は、抽せんによって決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒川美克） 御異議なしと認めます。

それでは、御記入をお願いします。

点呼を命じます。

〔事務局長 点呼・投票〕

○議会事務局長（竹内正夫） それでは、仮議席番号順に点呼を行います。

1番 橋本友樹議員、2番 荒川義孝議員、3番 神谷直子議員、4番 杉浦康憲議員、5番 野々山 啓議員、6番 今原ゆかり議員、7番 福岡里香議員、8番 岡田公作議員、9番

長谷川広昌議員、10番 北川広人議員、11番 鈴木勝彦議員、12番 柴口征寛議員、13番 倉田利奈議員、14番 黒川美克議員。

○臨時議長（黒川美克） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒川美克） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖 解除〕

○臨時議長（黒川美克） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に仮議席番号3番、神谷直子議員、仮議席番号8番、岡田公作議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（黒川美克） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、杉浦康憲議員10票、黒川美克議員3票、神谷直子議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、杉浦康憲議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました杉浦康憲議員が議場にみえますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました杉浦康憲議員の御挨拶があります。

4番、杉浦康憲議員。

〔4番 杉浦康憲 登壇〕

○4番（杉浦康憲） ただいま多数の皆様の御推挙、ありがとうございました。

私は、8年間、議員として活動してきたその経験と自らの立場と責任を鑑み、市民が安心して暮らせるまち、そして企業が飛躍できるまち、そんな実のある議会運営、そして円滑なる議会運営、そして議会活動を皆さんと共にしていきたいと思っておりますので、皆様の御尽力をお願いし、私の議長就任の御挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔4番 杉浦康憲 降壇〕

○臨時議長（黒川美克） これで臨時議長の職務を終了させていただきます。

それでは、議長、議長席へお着きください。

○議長（杉浦康憲） それでは、改めてよろしくお願ひいたします。

会議を引き続き行いたいと思います。

日程第3 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員の名前とその議席を事務局に朗読させます。

○議会事務局長（竹内正夫） それでは、議席番号順にお名前を申し上げます。

1番 橋本友樹議員、2番 荒川義孝議員、3番 神谷直子議員、4番 杉浦康憲議員、5番 野々山 啓議員、6番 今原ゆかり議員、7番 福岡里香議員、8番 岡田公作議員、9番 長谷川広昌議員、10番 北川広人議員、11番 鈴木勝彦議員、12番 柴口征寛議員、13番 倉田利奈議員、14番 黒川美克議員。

以上です。

○議長（杉浦康憲） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第4 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長により御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、1番、橋本友樹議員、2番、荒川義孝議員を指名いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第5 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、仮の議会運営委員会において協議の結果、本日5月22日の1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第6 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票によることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決定いた

しました。

これより議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員数は14名であります。
投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（杉浦康憲） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦康憲） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めてください。

[投票箱の点検]

○議長（杉浦康憲） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、もし投票数が同数の場合は抽せんによって決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。

それでは、御記入をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長 点呼・投票]

○議会事務局長（竹内正夫） それでは、議席番号順に点呼を行います。

1番 橋本友樹議員、2番 荒川義孝議員、3番 神谷直子議員、4番 杉浦康憲議員、5番 野々山 啓議員、6番 今原ゆかり議員、7番 福岡里香議員、8番 岡田公作議員、9番 長谷川広昌議員、10番 北川広人議員、11番 鈴木勝彦議員、12番 柴口征寛議員、13番 倉田利奈議員、14番 黒川美克議員

○議長（杉浦康憲） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦康憲） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖 解除]

○議長（杉浦康憲） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に6番、今原ゆかり議員、11番、鈴木勝彦議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（杉浦康憲） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、荒川義孝議員10票、倉田利奈議員3票、神谷直子議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、荒川義孝議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました荒川義孝議員が議場にみえますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました荒川義孝議員の御挨拶があります。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま多くの議員各位の御推挙により、高浜市議会の副議長という大役を拝しましたこと、心より、そして厚くお礼を申し上げます。

新しい期を迎え、議会運営並びに諸課題に対するため議長をしっかりとサポートし、そして副議長の要職をしっかりと務めるため、誠心誠意努力する所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻をお願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 日程第7 同意第2号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、長谷川広昌議員の退席を求めます。

〔9番 長谷川広昌 除斥〕

○議長（杉浦康憲） 提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第2号 監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

このたび市議会議員の改選に伴いまして議員選出監査委員が空席となりましたので、新たに長谷川広昌氏を監査委員に選任いたしたく、本案を提案いたしました次第でございます。

御承知のように長谷川広昌氏は、人格、識見ともに優れ、監査委員として適任の方と確信をい

たしております。何とぞ議員各位の御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 長谷川議員ですけれども、高浜市の職員の経験が平成10年4月1日から平成22年8月31日まで12年5か月あります。職員での在籍中は、勤勉実直で的確に仕事もこなしていたと聞いております。

その中でも財務グループでの経験は、平成18年4月1日から平成22年まで5年間勤めております。財務グループは、数字だけでなく、事業の在り方や進め方についても熟知しなければ進められていけない部署であり、予算編成時の査定をする中でそれらの経験をしており、この経験を監査実務に生かしていただけるものと信じております。皆様御存じのとおり、一般質問や議会での質問も数字に関するものが多く、監査役にはぴったりだと考えております。

以上、簡単ですが、これらの理由から、長谷川議員の監査役としての賛成討論とさせていただきます。皆様方も御理解いただき、ぜひとも御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） ほかに討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号 監査委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、同意第2号は原案に同意することに決定しました。

〔9番 長谷川広昌 除斥解除〕

○議長（杉浦康憲） ここで、監査委員に選任されました長谷川広昌の御挨拶があります。

9番、長谷川広昌議員。

〔9番 長谷川広昌 登壇〕

○9番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、監査委員の選任につきまして議員多数の御同意を賜り、誠に身に余る光栄でございます。もとより微力ではございますが、選任された以上、地方自治における監査の職務を深く認識し、厳正にしてかつ公正にその職務に尽力したいと思います。何とぞ皆様方の御指導、御鞭撻をお願いいたしまして、簡単措辞ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

〔9番 長谷川広昌 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 日程第8 同意第3号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） 同意第3号 公平委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、中村さと子氏が本年3月31日で任期満了となっておりますので、再度同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を賜りたく御提案をさせていただくものでございます。

同氏は、高浜市保健医療推進協議会委員や高浜市学校保健会副会長等の公職及び高浜市歯科医師会会長をお務めになられたほか、医療法人エヌアール港デンタルクリニック理事長として御活躍をされており、高潔なお人柄と幅広い知識、そして豊かな経験を有しておられます。平成19年4月より、長年にわたり公平委員会委員として御尽力をいただいております。誠実なお人柄と豊かな御経験は、本市の人事行政に大いに寄与していただけるものと確信をいたしております。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今回の選任ですが、中村さと子氏が3月31日で任期満了となっているということで、現在、任期ではないということになるかと思っております。本来であれば3月の定例会議でこちらの選任の議案が出るべきではなかったのかなと思うんですけれども、この間に公平委員会としての案件があったのかなかったのか。

それから、今回、3月議会で提案されず失念されたということで、どのようなことが原因で、今後どのような対策をされるのかしつかりお聞きしたいのと、市長として今回の失念された件についてどのような見解か、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） まず1点目、案件の有無につきましてでございますけれども、公平委員会への申出というのは一切ございませんでした。案件はございませんでした。

3月に失念したというところでございますが、この点につきましては、本当に申し訳なく思っております。私ども行政グループでは、知事選と統一地方選の執行と準備を行っていく中で失念していたというほかございません。本当に申し訳なく思っております。

今後の対策でございますけれども、人事予定案件につきましては、毎年度初めに全体的な案件を把握できるようにデータを作成しておるんですけれども、それを毎議会毎議会、管理職が自ら確認していくことで対策を練っていきたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 今回の失念をしとったことについては、総務部長である私がやはりしっかりチェックを怠ったというところが一番の原因であるというふうに考えております。

今後は本当にこのようなことがないように、先ほど行政グループリーダーが申したように、組織としてしっかりチェックをして、二度とこのようなことがないようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今回は申し訳ありませんでした。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ただいま総務部長からの謝罪がございましたが、市長としての見解はございませんでしたのでお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 見解と申しますか、今、担当のリーダー及び部長が申しあげましたように、今回の件については我々の不手際でございますので、二度とこのようなことがないようにしていくということを申し述べておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第3号 公平委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第3号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第9 同意第4号 固定資産評価委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） 同意第4号 固定資産評価委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、現評価委員の平川亮二より、令和5年度人事異動に伴い、本日付をもって辞職をしたい旨の辞職願が提出をされましたので、これを受理することといたしました。よって、後任者として、令和5年5月23日より西口尚志を選任いたしたく提案をさせていただくものでございます。

本人の略歴につきましては、別添参考資料にもございますように、固定資産の評価につきましても知識、経験を有する者でありますので、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号 固定資産評価委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第4号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、速やかに高浜市税条例を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただきました。そこで、同条第3項の規定により、御承認をお願いするものでございます。

専決処分の内容について御説明を申し上げます。なお、別添の参考資料6ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

今回の改正は、環境性能の優れた自動車の普及を促進するため、軽自動車税（種別割）のグリーン化特例について、適用期限を延長するものであります。

附則第16条第1項の改正は、法律改正に合わせて項ずれを措置するものでございます。

第2項の改正は、電気自動車及び天然ガス自動車について、税率をおおむね75%軽減する特例の適用期限を令和8年3月31日まで3年間延長するものであります。

第3項の改正は、2030年度、燃費基準の90%を達成する営業用乗用車について、税率をおおむね50%軽減する特例の適用期限を令和8年3月31日まで3年間延長するものであります。

第4項の改正は、2030年度、燃費基準の70%を達成する営業用乗用車について、税率をおおむね25%軽減する特例の適用期限を令和7年3月31日まで2年間延長するものであります。

第16条の2の改正は、附則第16条の改正に伴う規定の整備であります。

なお、この条例の施行期日は令和5年4月1日とし、この条例による改正後の高浜市税条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることといたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、承認第1号は原案を承認することに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第11 議案第37号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第37号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第1回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,277万3,000円を追加し、補正後の予算総額を180億1,477万3,000円といたすものであります。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯への支援策として実施する価格高騰重点支援給付金支給事業に対し全額補助されるもので、個人番号カード交付事務費補助金は、マイナポイントの申込期限の再延長に伴い、補助金を増額いたすものであります。

2目民生費国庫補助金の母子家庭等対策総合支援事業費補助金は、新たに自立支援教育訓練給付金の支給申請があったことに伴い補助金を増額いたすもので、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事業費補助金及び同事務費補助金は、物価高騰により経済的に厳しい状況にある低所得の子育て世帯に対する経済的支援策として実施する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に対し全額補助されるものであります。

3目衛生費国庫補助金の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、公共施設への太陽光発電設備の導入に向けた調査費に対し、その一部を国が補助いたすものであります。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものであります。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費の3、地域内分権推進事業は、高取ふれあいプラザの駐車場として借用していた土地の一部を返還したことに伴い、新たに隣接する土地を借用するための借地料と駐車場整備のための工事費を計上いたすものであります。

12目企画費のICT推進事業は、マイナポイントの申込期限の再延長に伴い、マイナポイント申込支援を引き続き行うための委託料を計上いたすものであります。

3款1項18目価格高騰重点支援給付金支給事業費の1、価格高騰重点支援給付金支給事業は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、価格高騰重点支援給付金を1世帯当たり3万円支給いたすものであります。

3款2項3目家庭支援費の5、ひとり親家庭等生活支援事業は、指定教育訓練講座等を修了した母子・父子家庭の親より、本年4月に自立支援教育訓練給付金の支給申請があったことに伴い、当該給付金を増額いたすものであります。

20、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業及び、24ページ、25ページをお願いし、21、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の世帯分）支給事業は、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を児童1人当たり5万円支給いたすものであります。

4款1項4目環境保全推進費の4、環境衛生対策推進事業は、地域脱炭素実現に向け、公共施設における太陽光発電設備の導入可能性調査を実施するための委託料を計上いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） 主要・新規事業の7ページ、No. 4の環境衛生対策推進事業についてお聞きいたします。

こちら、今現在、目的として調査ということになっておりますが、ちょっとその後についてお聞きしたいんですが、あくまでもこの調査は導入を前提とした目的で行っているのか、また、導入するとなった場合、国のいわゆるひもつきとなるのか、それとも市町村の独自の判断になるのか教えていただきたいのと、それとやるとなった場合、財源措置について、同様に国の補助金でいくのか、それとも市町村独自の一般財源持ち出していくのか、そのあたりを教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 本事業につきましては、将来といたしますか、計画的に太陽光発電設備を導入していくための調査ということで、これを計画に次にのせていって、財源との見合いの中

で、順次、脱炭素化を進めていくという流れになります。

財源につきましては、国もこれからカーボンニュートラルの推進に向けて力を入れていくというような話もありますので、現時点ではおおむね補助率2分の1程度の補助金でございますが、いい補助金が出ましたら、そういうものに乗っかっていって効率的につけていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

8番、岡田公作議員。

○8番（岡田公作） 同じく主要・新規事業の7ページ、No. 4、公共施設太陽光発電設備導入調査委託事業についてお聞きします。

昨年9月の定例会の一般質問で、公共施設への太陽光パネルの設置について今後の計画をお尋ねさせていただいた際、「本市といたしましても、国のロードマップに沿い、太陽光パネルの設置を推進してまいります」、また、「現在、環境省が実施している太陽光パネル設置可能性調査への補助金申請に向け準備を進めているところであります」と御答弁されました。今回の補正予算は、当局が補助申請に向けて準備を進めてきた結果であると認識しております。

そこで、まず2点御質問をさせていただきます。

1点目は、補助金の応募申請に向けてどのような準備を進めてこられたのか、2点目は、本調査業務の業務効果をどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） まず、1つ目のどのような準備を進めてきたかということでございますが、本調査の補助金事業につきましては、昨年も4月か5月に募集がございまして、残念ながら本市ではそれに乗っていくことができなかったというようなことを受けて、昨年8月から令和4年の6月に採択された自治体への聞き取り調査を進め、昨年の公募書類等々を参考に、本市におけるこれまでの取組、事業実施内容、スケジュール等の記載事項についての事前準備を進めてきたところでございます。

そして、本年2月28日に公募要領が示されまして、新たに調査対象施設のリストの提出が必要ということになりましたので、急遽庁内で調査を実施し、最終的に調査対象施設を32施設として3月27日に応募書類を提出したところでございます。その後、採択結果を受けまして、本事業を遂行する庁内体制を整えたというところでございます。

続きまして、事業効果をどのように考えているかということでございますが、幾つかありますが、3点ほどちょっと主なものを申し上げます。

1点目は、本調査を実施することにより、公共施設への太陽光発電設備の導入に向けたロードマップを描くことができ、今年度策定予定の地方公共団体実行計画（区域施策編）に反映することで、公共施設への太陽光発電設備導入を計画的に推進する体制が整うということ。

2点目は、本調査結果を活用することで今後見込まれる公共施設の大規模改修時等に、費用対効果もこの結果で出てきますので、そういうものを念頭に効率的に太陽光発電設備を設置することができるようになるというようなこと。

3点目といたしましては、副次的な効果ということでございますが、本事業では、部局を超えて13名の職員が参加いたしますので、取組を通じて太陽光発電設備設置に関する専門的な知識を習得することができ、今後、調査から実行につなげるときの強みになると、また、今後の市全体のカーボンニュートラル推進にもつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

8番、岡田公作議員。

○8番（岡田公作） ありがとうございます。

次に、事業内容について2点お聞かせください。

1点目は、事業推進体制はどのようにしていくのか、2点目は、調査対象施設を32施設とした理由をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） まず、事業の推進体制でございますが、プロポーザルにより事業者を選定し、太陽光発電設備設置に知見を持つコンサルタント会社に委託をしております。市の関係する公共施設を所管するグループの職員等々と、13名になるんですが、連携して事業を推進しております。全市一丸となって調査から実行につなげる推進体制を構築していきたいというふうに考えております。

次に、対象施設を32に絞ったというところの話でございますが、今回、対象施設の選定に当たりましては、全ての公共施設105施設を対象とし、その中から調査対象外となる施設として、設置可能面積20平米以上が確保できない施設、日射時間が短く発電が期待できそうにない施設、形状が複雑な屋根、曲面状の屋根、構造物が既に存在しているため設置が不可能な施設、太陽光発電施設の設置を20年間確保することが見込まれない老朽施設、借りている施設、このようなものを除きまして、太陽光発電設備の導入可能性のある公共施設を45施設特定し、さらに類似施設については1つの代表的な施設にするなど調整を加え、最終的に32施設を選定したところでございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、まず、先ほどから話になっている主要・新規事業等の概要のNo.

1、No. 2、No. 3のそれぞれの、例えばNo. 1の価格高騰重点支援給付金支給事業、こちらの対象は、②になっておる家計急変世帯ですね。こちらはプッシュ型ではなくて申請が必要。それから、No. 2の子育て世帯の生活支援特別給付金、こちらの対象は、②の「公的年金給付

等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方」、それから、③の「食費等の物価高騰の影響を受け、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方」。それから、主要・新規のNo. 3の子育て世帯生活支援特別給付金、こちらは②の「平成17年4月2日から令和6年2月29日までに生まれた児童を養育する者であって、家計が急変し、市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者」ということで、この物価高騰とかコロナによる影響を受けた御家庭に対しても今回は支給がされるということで、非常にこれはいい施策なんですけれども、ただ、どれぐらいこうした方々にこうした状況が周知されるのかということがすごく問題でありまして、これで見るとやはり広報で周知ということなんですけれども、広報も全世帯の約半分しか行っておりませんし、LINEもなかなかまだまだ全ての方に普及されているという形ではないと思いますので、やはり学校とか幼稚園とか保育園のメールなり文書なりで、非常に保護者の方が自分が対象なのかどうなのかというところが分かりやすいような説明文なり図なりでお知らせしていただけるのかどうか、そういったことも検討されているのかどうか、また、ほかの方法で周知を検討されているのかどうか、そのあたりを詳しく教えていただきたいと思います。

それから、先ほどから話題になっておりますNo. 4の環境衛生対策推進事業についてお伺いいたします。

今、部長からいろいろ御説明がございました。公共施設の施設数32ということで、どういった施設がチョイスされたのかというところを御説明いただいたんですけれども、この間、公共施設推進プランとかによって、結局、計画どおりにいないところがたくさんありますよね。例で申し上げますと、春日庵は、本来、今後市としては所有しないものが、今、高齢者の施設として使われるということで残っていると。

そういうことから、先ほどから、調査から実行において職員13名が参加して、今後ロードマップを描いて費用対効果も出るようにしっかりやっていかれるということで、それはすごくいいなと思っているんですけれども、結局、これが今後の推進プランとどれくらいリンクしていけるのかというところが重要かと思います。

先ほども説明があったように、20年間の公共施設としての確保ができないとか、それから賃貸のものは確保できないとか、いろんな条件もございます。そういった中で、まずもって一番基本的な公共施設の総合計画における推進プランとどのようにリンクしていくかというところが非常に大事なところがございますので、そのあたり、どのような考えで進めていかれるのかについてお聞かせいただきたい。

あと、先ほどの説明で、昨年4月、5月の補助金においては、ちょっと市としては補助金を頂けるような形で乗っていけなかったということなんですけれども、非常にそれ、何で乗っていけなかったのかなということをお聞きしたいなということと、今回、庁内体制を整えていただ

いたということはすごく進歩されているんですけども、例えば私がこの間非常に問題にしております高取小学校とか、それから今年度設計の業務委託が入ってくる吉浜小学校ですね、こちらのほうが、結局今までの御答弁ですと、なかなか太陽光発電とか、そういったものをつけてもらえるかどうかということがよく分からないような御答弁がこの間続いておりましたので、そのあたりも、今後どのようにされていくのかということを具体的に教えていただけると保護者の方も安心するのかなと思いますので、教えていただきたい。

あと、確かにカーボンニュートラルという点では非常にこれは重要な施策かなと思うんですけども、やはり避難所としても、電気が今後災害で止まってしまったといったときにも必要かと思えます。そういった点からも災害面におけるリンクというんですか、どのように今後進めていかれるのかということ、市の方針も教えていただけたらと思います。

すみません、たくさんありまして。お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、主要・新規事業No. 3の子育て世帯の支援特別給付金のひとり親以外の世帯分の②の方に対する周知に対してお答えさせていただきます。

先ほど議員からもお話がありましたように、広報、ホームページ等による周知がございますが、それ以外にも社会福祉協議会とか、生活保護の相談にお見えになった方に対してチラシ等で周知することのほか、高浜市に新たに児童手当の申請、新生児の方とか①のプッシュ型以外で対象になる方につきましては、申請してくださいというような形でアナウンスをさせていただこうと考えております。

新しく対象になる方につきましては、他市で生まれて高浜市にお見えになる方とか、いろんな多岐なパターンがございますので、やはりそこについては申請の呼びかけをした上で、対象になるかどうかというものを審査した上で支給をしていくというような形で対応を考えてございます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 主要・新規事業等の概要のNo. 4の太陽光発電設備の導入に関しての御回答を申し上げますが、まず第1点目としまして、公共施設推進プランとどうリンクしていくのかということでございますが、やはりタイミングというものが大事になってくるんですね。ある程度の調査をした上で、今後、やはり大規模改修をやるときに一緒にやるというふうなことが一番効率的なのかなというふうに考えております。

ただし、費用対効果が大きく出る施設、あるいは災害時に避難所となるような施設につきましては、優先度が必然的に高くなってきますので、それは大規模改修に合わせるというよりも、ちょっと別のフィルターで考えていく必要もあるのかなと。これもこの調査の中でそういうことを、優先度についても見いだしていきたいというふうに考えております。

2点目の昨年4月、5月のところの公募になぜ乗っていけなかったということでございますが、

やはりこういう調査、補助金事業に手を挙げるといっても、なかなか準備といいますか、基本的に非常に競争率が前回高かったんですね。1回目が2分の1、2回目が7分の1という採択率。要は、率先してカーボンニュートラルを推進していくという要素がないと採択されなかったというのが去年の結果でございます。本市としては、残念ながらそこまでの調査も進んでおりませんし、なかなかそれには乗っかっていけなかったということで、今回、次の補助事業に向けて準備を進めてきたということで御理解いただきたいと思っております。

3点目でございます学校施設、高取、吉浜についてということでございますが、これにつきましても、やはり設計が終わり、大規模改修もほぼもう進めていくという方針が決定した中でのカーボンニュートラル推進、太陽光をどう乗せていくかといった中で、やっぱりタイミングというものがございます。

学校施設の優先度というのはもちろん高いというふうに考えておりますので、今後、どのタイミングでやっていけば、例えば屋上の全面改修のときに合わせてやるのが、恐らく手戻り工事とかがなくて一番効率的にできるんですけれども、さらに、先ほど言ったように、費用対効果だとか防災面でさらなる強化が必要だという判断の中では、単独で、今後、高取、吉浜についてもつけていくというふうなことになるかと考えております。

最後に、4点目の災害面ということでは、先ほどの説明のとおり、やはり避難所は優先順位が高いというふうに考えておりますので、そういう方針の下、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 主要・新規事業No. 1の価格高騰重点支援給付金支給事業ですけれども、こちらの周知方法ですが、先ほど言われましたように、広報、ホームページ、LINEに加えまして、家計急変で相談に見える方も多いものですから、いきいき広場のほうで掲示であったり、チラシの配布などで周知していきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 主要・新規事業No. 2の子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分につきましては、昨年度と同様の形になりますが、ホームページ、広報等に加えて、母子・父子自立支援の相談だとか、そういったほかのグループの実施する給付金とも連携をしながら対応していきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今のNo. 1、No. 2、No. 3の御答弁でいくと、ちょっと幼稚園や保育園とか学校とかを通じての御連絡はしていただけないのかなと思うと少し残念なんですけれ

ども、もしそういったところも御検討いただけるようであれば教えてください。

それから、No. 4の環境衛生対策推進事業で、今、市民部長から御答弁がありました。特にどのタイミングでやるといいかということでお話がありました。

現在、高取小学校のほうは、もう既に大規模改修、長寿命化の工事が始まっております。そうなった場合に、既に始まっているんですけども、例えばそこで計画変更を早急に行っているような足場とか工事が一緒に行えれば、多分金額のほうも大規模改修に乗かっていったほうが安く上がるかと思えます。そういった点もしっかり既に始まっているところについても検討していただけるのかどうか、そのあたりも、最後、御答弁をお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 先ほど議員がおっしゃった幼稚園、保育園に対する周知でございますけれども、基本的に幼稚園、保育園に通われている方で対象になれるであろう方につきましては、よっぽど令和4年度の支給の対象になっている方というふうに想定をしておりますので、今のところ積極的な周知ということについては考えてございません。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 先ほどの高取小学校の話でございますが、太陽光発電の設備を導入するといった中で、我々、それほど大規模改修と一緒にやるということは大事だと思っております。直接設置する業者に頼むといったことも、設備を分離して発注しているような事例もございますし、太陽光発電設備の導入でしたら、それほどコストが今の大規模改修に合わせてやったら安くなるといったこともございません。

確かに一部手戻りとかがないという点では大事かとも思いますが、現在、高取小学校については、もう事業も中盤を終えていきますので、今さらという感がございますので、この調査の結果を受けて、やはりしっかりと情報を見極めて設置する年度を決めていくといったことにしたいと思っておりますので、現時点では、まだちょっとどうするかということはお答え申し上げることができません。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） 主要・新規事業等のNo. 4の公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託料なんですけれども、ちょっと素朴な質問なんですけれども、民間会社とか個人が新規で住宅を建てる場合、太陽光とかを導入するときに無料でほとんどやってもらえると思うんですけども、今この調査料を見ると1施設ぐらい約600万円かかっているんですけども、何が違うのかなと思って、例えば発電量の調査とか、現地調査とか、日照量の調査なんていうのは無料でやってもらえるのかなと思っているんですけども、そこが民間とか市とか何が違うのか、この辺、説明をお願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） もしただでやってくれるところがあるんであったら御紹介いただきたいと思いますが、我々がいろいろ調査した結果、本当に太陽光発電設備の導入に関して、うちの技師もそうなんですけれども、あまり詳しい知識を持っているところがございませんでした。

設計会社においても、私が学校にいた当時も、それほど太陽光発電設備に関して知識を持っているところがなく、つけるということに対しては、小さな設備等々は、ある程度標準化されているものですからつけることはできますが、公共施設となるとやはり大きな施設、用途、規模、築年数、構造、屋根の形状等々、つけられるかつけられないかも含めて、さらに電力需要等々を踏まえながら適切な出力量を設定していく。あるいは費用対効果というところでも、やはり32施設調査するわけですので、こういったことをすることによって、将来、我々が一番乏しかった専門的な知識のところを習得して計画的につけていくことが大事であると。

ですので、この調査が設置と同時に、個々の案件ではそういう事例もできるかもしれませんが、この施設につけるからこだけ業者をお願いするということができるかもしれませんが、我々は、やはり計画的に全体を推進していくという中で、国がこういう補助制度を設けている中に乗かってやっていくということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） はい、分かりました。調査結果を期待していますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 主要・新規事業のNo. 1、価格高騰重点支援給付金支給事業に関しまして、今、物価が急上昇して苦しんでおられる方は多くみえると思います。住民税非課税世帯の方は特に大変だと思います。

対象となる①の住民税非課税世帯、こちらの単身の世帯とそれ以外の世帯はどれだけあるか、そして、それ以外の世帯の方の構成員数もお聞かせいただければと思います。構成員数が多くなれば、今回1世帯3万円ですので、1人当たりの金額が少なくなっていくと思うんですが、今回限りじゃなくてまだ今後検討されるのかどうか、そしてまた、市単独での上乗せ補助についても今後検討していくのかどうか、教えていただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 主要・新規事業No. 1の価格高騰重点支援給付金支給事業ですけれども、単身世帯とそれ以外の世帯ということですが、こちらのほうの区分けは特に行っておりませんので、現在把握はしておりません。ですので、構成員数、世帯員数ですね、こちらのほうもまだ特に分かっておりません。

今後につきましても、市単独で上乘せとかをやっていく予定は今のところはございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） あと主要・新規事業のNo. 2、No. 3、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に関しまして、今回、この子供1人当たり5万円の必要性を当局側は認めて給付金を出すということです。私も選挙中にいろんな方のお話を聞いて、その中で特に学校給食費に関して、何としても完全無償としてほしいというお話をたくさんお聞きしました。

当局が認めて今回出すのであれば、県下一高い学校給食費の完全無償化を検討されるお考えがあるかどうか。なければ、せめて4月から値上げされた分だけでも無償化を検討していくお考えがあるかどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 柴口議員、それは質疑とは関係なく御意見になっておるとと思いますので、当局におきましては、議案に準ずる形で御答弁いただければと思います。

〔発言する者あり〕

○議長（杉浦康憲） ないですか。

では、ほかに。

1番、橋本友樹議員。

○1番（橋本友樹） 主要・新規事業1番から3番まで一緒だと思うんですけども、この事業は、全部国庫からのお金で行うということになっておりますが、想定が、例えば1番の価格高騰重点支援給付金支給事業ですか、これは対象世帯が全部で3,000世帯、その中の非課税世帯が2,700世帯、2番目の同等の世帯が300世帯というふうに見込んでおられると聞いておりますが、当然、申請されるわけですから数が減ったり増えたりするとは思いますが、例えばもっと多く申請された場合、当然、歳出のほうも変わってくると思うんですが、その場合、国庫からお金は頂けるのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 今の世帯数が増えたり減ったりした場合ということですが、その実績に応じて申請をして10分の10支給いただける予定でおりますので、大丈夫だと思います。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） No. 3のひとり親以外の世帯につきましても、同様の考えとなりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） No. 2のひとり親世帯分につきましても、同様の考え方でござ

います。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第11 議案第37号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時30分。

午前11時23分休憩

午前11時33分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（杉浦康憲） 日程第12 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から御指名申し上げます。

総務建設委員会に、神谷直子議員、野々山 啓議員、福岡里香議員、岡田公作議員、北川広人議員、黒川美克議員、そして私、杉浦康憲、以上7名。

福祉文教委員会委員に、橋本友樹議員、荒川義孝議員、今原ゆかり議員、長谷川広昌議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、以上7名をそれぞれ御指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

午前11時34分休憩

午前11時50分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、それぞれの常任委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

総務建設委員長、岡田公作議員、同じく副委員長、神谷直子議員。

福祉文教委員長、今原ゆかり議員、同じく副委員長、鈴木勝彦議員。

以上であります。

暫時休憩します。再開は13時。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第13 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より御指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、神谷直子議員、今原ゆかり議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、以上5名を御指名いたします。

暫時休憩します。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたしたいと思います。再開は13時10分。

午後1時1分休憩

午後1時6分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

議会運営委員会委員長に北川広人議員、同じく副委員長、神谷直子議員であります。

○議長（杉浦康憲） 日程第14 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

高浜市議会の最高規範として制定した高浜市議会基本条例の前文の趣旨を遵守し、今後の議会及び議員の在り方等を調査・研究・検討することを目的とする議会改革特別委員会を設置し、閉会中においても調査・研究・検討を行い、調査・研究・検討が終了するまで継続することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会を設置し、閉会中においても調査・研究・検討を行い、調査・研究・検討が終了するまで継続することに決定いたしました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により御指名申し上げます。

議会改革特別委員会委員に、橋本友樹議員、神谷直子議員、野々山 啓議員、今原ゆかり議員、福岡里香議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、黒川美克議員、以上12名を御指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩中に議会改革特別委員会の正副委員長の互選をお願いしたいと思います。再開は13時15分。

午後1時8分休憩

午後1時21分再開

○議長（杉浦康憲） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会改革特別委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

議会改革特別委員長に北川広人議員、同じく副委員長に鈴木勝彦議員であります。

○議長（杉浦康憲） 日程第15 衣浦衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより、衣浦衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

衣浦衛生組合議会議員に、橋本友樹議員、私、杉浦康憲、岡田公作議員、長谷川広昌議員、柴口征寛議員、以上5名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました5名の議員が衣浦衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5名の議員が議場にみえますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第16 衣浦東部広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより、衣浦東部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

衣浦東部広域連合議会議員に、神谷直子議員、倉田利奈議員を御指名いたします。

ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2名の議員が衣浦東部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2名の議員が議場にみえますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件についてを議題といたします。

議会運営委員長より、お手元に配付してありますとおり、

一つ 議会の運営に関する事項

一つ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

一つ 議長の諮問に関する事項

以上の事項について、会議規則第102条の規定により、委員の任期まで閉会中も継続して調査を行いたい旨、議長に申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申出のとおり、これを委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和5年第2回高浜市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本臨時会に付議をされました正副議長の選挙をはじめとする議会の意思決定に関わります案件につきましては、円滑に御決定をされ、また、私どものほうから提案をさせていただきました同意3件、承認1件及び議案1件につきましても、原案どおり御同意、御承認、あるいは御可決を賜り、誠にありがとうございました。

本日は、改選後初めての議会ということで、正副議長さんをはじめとする新しい役職の皆様が決定をされました。新たな陣容による議会運営がスタートされます。新体制の下、議会活動のさらなる進展と御活躍を御祈念申し上げます。

今後とも、市政推進に一層の御指導、御鞭撻、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これをもって令和5年第2回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は、議員各位の慎重審議、誠にありがとうございます。これをもちまして閉会の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

午後 1 時27分閉会
